

令和6年度 国営施設応急対策事業
湖北地区余呉幹線水路大音工区他改修その2工事

特 別 仕 様 書

近 畿 農 政 局

淀川水系土地改良調査管理事務所 湖北支所

項 目	内 容	備考
第1章 総 則	令和6年度国営施設応急対策事業 湖北地区余呉幹線水路大音工区他改修その2工事の施工に当たっては、農林水産省農村振興局制定「土木工事共通仕様書」（以下、「共通仕様書」という。）及び近畿農政局農村振興部制定「近畿農政局土木工事共通事項書」（URL：https://www.maff.go.jp/kinki/seibi/sekei/kouji_gyoumu/kouji_gyoumu.html）（以下、「共通事項書」という。）に基づいて実施するものとする。 共通仕様書及び共通事項書に対する特記及び追加事項は、この特別仕様書によるものとする。	
第2章 工事内容		
1. 目的	本工事は、国営施設応急対策事業計画に基づき、余呉幹線水路大音工区他の改修工事を行うものである。	
2. 工事場所	滋賀県長浜市木之本町地内他	
3. 工事概要	本工事の概要は次のとおりである。 水路改修 L = 37.50m (1) 水路改修 1) 鞘管工法 ①大音工区 L = 29.00m 巻込鋼管940A (測点No. 29+8.969 ～ No. 29+37.960) 2) 開削工法 ①北柳工区 L = 8.500m DCIP AL 2種φ1,100 (測点No. 35+24.594～No. 35+33.094) (2) 地盤改良工 1 式 (3) その他 1 式	
4. 工事数量	別紙「工事数量表」のとおりである。	
5. 工期	本工事は、受注者の円滑な工事施工体制を確保するため、事前に建設資材、建設労働者などの確保が図れるよう余裕期間を設定した工事である。 余裕期間内は、主任技術者又は監理技術者を配置することを要しない。また、現場に搬入しない資材等の手配等を行うことができるが、資材の搬入、仮設物の設置等、工事の着手を行ってはならない。なお、余裕期間内に行う手配等は受注者の責により行うものとする。 工 期：令和7年5月29日から令和8年3月5日まで (余裕期間：契約締結の日から令和7年5月28日まで) ※契約締結後において、余裕期間内に受注者の準備が整った場合は、監督職員と協議の上、工期に係る契約を変更することにより、工事に着手することができるものとする。 なお、低入札価格調査等により、上記の工事の始期以降に契約締結となった場合には、余裕期間は適用しない。 また、工事実績情報システム（コリンズ）に登録する技術者の従事期間は、契約（変更の場合は、変更契約）工期をもって登録することとし、余裕期間を含まないことに留意すること。	
第3章 施工条件		
1. 工程制限	(1) 河川内工事（地域用水仮設ポンプ）は、令和7年10月16日以降でなければ工事着手できない。 (2) 管内排水を行う前までに地域用水仮設ポンプを設置し供用を開始しなければならない。 (3) 図面に示す工事用地の施工は、借地開始後（9月1日）に着手するものとする。	

項 目	内 容	備考																									
2. 部分使用	本工事は、工事引渡し前に工事請負契約書第34条により次について部分使用する場合があります。 1) 部分使用範囲：大音工区、北柳工区 2) 目 的：農業用水供給のための通水 3) 部分使用期間：大音工区、北柳工区の管工事完了後、速やかに部分使用。																										
3. 工事期間中の休業日	工事期間中の休業日としては、雨天・休日等13日（月平均）を見込んでいるが、管更生工事については、雨天・休日等11日を見込んでいる。 なお、休日等は日曜日、祝日、夏期休暇、年末年始休暇のほか、作業期間の全土曜日を含んでいる。																										
4. 寒中コンクリート	(1) 本工事におけるコンクリート工事で冬期期間に施工するものに当たっては、気象の変動を的確に把握し、共通仕様書第1編3-10-2に規定する「寒中コンクリート」としての施工を行わなければならない。 (2) 発注者が想定している寒中コンクリートの施工期間は、令和7年12月18日～令和8年2月24日である。 なお、受注者の都合による工事工程の変更により生じる数量の増減は、契約変更の対象としない。 (3) 受注者は、寒中コンクリートの養生方法、その他の施工方法について、共通仕様書第1章1-1-5に基づき作成する施工計画書に記載しなければならない。																										
第4章 現場条件																											
1. 土質	本工事の施工場所の土質は、粘性土（大音工区）、砂質土（北柳工区）で図面のとおりである。																										
2. 第三者に対する措置																											
(1) 騒音、振動対策	騒音・振動等の対策については十分に配慮するとともに、地域住民との協調を図り、工事の円滑な進捗に努めなければならない。																										
(2) 境界対策	本工事周辺の道路、水路、家屋、工場等に接近して施工する場合は、既設施設に損害を与えないよう十分に注意して施工しなければならない。 また、工事の施工に際しては、地権者、民間企業、隣接地権者等の関係者とトラブルの生じないよう、十分留意して施工するものとする。 なお、受注者の責によりトラブルが生じた場合は受注者の責任において処理しなければならない。																										
(3) 保安対策	1) 本工事に配置する交通誘導警備員は、原則として警備業法に定める警備員（指導教育責任者講習修了、指定講習または、基本教育及び業務別教育を受けた者）であって交通誘導の専門的な知識・技能を有する者とする。 2) 交通誘導警備員の配置は、下表のとおりであるが、条件変更等に伴い警備員に増減が生じた場合は、監督職員と協議するものとする。 <table><tr><th>配置場所</th><th>交通誘導警備員</th><th>編成</th><th>昼夜別</th><th>交代要員の有無</th></tr><tr><td>市道黒田大音線 （資材搬出入時）</td><td>1名/日</td><td>交通誘導警備員B</td><td>昼間</td><td>無</td></tr><tr><td>市道田居大音線 （余呉仮置場）</td><td>1名/日</td><td>交通誘導警備員B</td><td>昼間</td><td>無</td></tr><tr><td>県道東野虎姫線 （資材搬出入時）</td><td>1名/日</td><td>交通誘導警備員B</td><td>昼間</td><td>無</td></tr><tr><td>県道東野虎姫線 （西主計仮置場）</td><td>1名/日</td><td>交通誘導警備員B</td><td>昼間</td><td>無</td></tr></table>	配置場所	交通誘導警備員	編成	昼夜別	交代要員の有無	市道黒田大音線 （資材搬出入時）	1名/日	交通誘導警備員B	昼間	無	市道田居大音線 （余呉仮置場）	1名/日	交通誘導警備員B	昼間	無	県道東野虎姫線 （資材搬出入時）	1名/日	交通誘導警備員B	昼間	無	県道東野虎姫線 （西主計仮置場）	1名/日	交通誘導警備員B	昼間	無	
配置場所	交通誘導警備員	編成	昼夜別	交代要員の有無																							
市道黒田大音線 （資材搬出入時）	1名/日	交通誘導警備員B	昼間	無																							
市道田居大音線 （余呉仮置場）	1名/日	交通誘導警備員B	昼間	無																							
県道東野虎姫線 （資材搬出入時）	1名/日	交通誘導警備員B	昼間	無																							
県道東野虎姫線 （西主計仮置場）	1名/日	交通誘導警備員B	昼間	無																							
(4) 交通対策	1) 工事用車両は、工事区域内外の運行に際し、制限速度等を遵守しなければならない。 2) 周辺に小学校があるため、通学等に支障がないよう配慮しなければならない。 3) 工事用車両は、主要資材の搬入搬出及び残土運搬等において、車両からの流出、飛散等を防止しなければならない。 4) 工場車両の運行に伴い、一般道路等が損傷し道路管理者から修復等を求められた																										

項 目	内 容	備考												
	場合には、その修復工事を指示することがある。 このため、頻繁に工事用車両の運行が予想される工事現場周辺の一般道路等は、事前にその路面状態などを記録しておかなければならない。 なお、受注者の責で道路を損傷した場合は受注者の責任において原形復旧を行わなければならない。ただし、善良な使用にもかかわらず路面等の補修が必要となった場合は監督職員と協議するものとする。													
(5) 現場への立入制限	工事現場の安全確保のため、第三者の現場内への立入を制限するとともに、必要な箇所は安全施設を設置するものとする。													
(6) 営農対策	本工事の隣接農地における営農に支障が出ないように配慮しなければならない。													
(7) 仮設ヤードへの対策	仮設ヤード及び仮置場は、第6章に示す工事用地等を計画しているが、施工時に支障となるものがあれば、地権者、監督職員と協議を行うこと。													
(8) 早朝及び夜間作業の禁止	労働災害及び騒音防止の観点から、原則として早朝及び夜間作業（午後8時から午前8時）を行ってはならない。													
3. 関係機関との調整	埋蔵文化財等の保護の観点から、大音工区は施工前に県による立会検査を受けることとする。													
第5章 指定仮設工														
1. 工事用道路等	(1) 受注者は発注者が用意する工事用地の範囲で、別添図面に示すとおり工事用道路を設置しなければならない。 (2) 本工事で設置する工事用道路及び仮設ヤードについて、工事期間中の補修、維持管理は受注者の責任において実施しなければならない。 また、県道・市道通行の際は一般の通行に支障をきたさないよう受注者の責任において維持管理を行わなければならない。 なお、県道・市道において善良な道路使用にも関わらず路面等の補修が必要となった場合は、監督職員と協議するものとする。													
2. 土取場	土取場は、別添図面に示す箇所とし、その名称、採取予定量は次のとおりである。 <table><tr><th>名 称</th><th>地 先</th><th>採取予定量</th><th>摘要</th></tr><tr><td>西主計土取場</td><td>長浜市西主計町</td><td>337 m3</td><td>参考数量</td></tr><tr><td>余呉土取場</td><td>長浜市木之本町</td><td>70 m3</td><td>参考数量</td></tr></table>	名 称	地 先	採取予定量	摘要	西主計土取場	長浜市西主計町	337 m3	参考数量	余呉土取場	長浜市木之本町	70 m3	参考数量	
名 称	地 先	採取予定量	摘要											
西主計土取場	長浜市西主計町	337 m3	参考数量											
余呉土取場	長浜市木之本町	70 m3	参考数量											
3. 発生土（仮置場）	工事用道路を造成し撤去した土砂等の一時的な仮置場は、別添図面（位置図）に示す箇所とする。 <table><tr><th>名 称</th><th>地 先</th><th>採取予定量</th><th>摘要</th></tr><tr><td>余呉土取場</td><td>長浜市木之本町</td><td>26 m3</td><td>参考数量</td></tr></table>	名 称	地 先	採取予定量	摘要	余呉土取場	長浜市木之本町	26 m3	参考数量					
名 称	地 先	採取予定量	摘要											
余呉土取場	長浜市木之本町	26 m3	参考数量											
4. 仮排水施設	(1) 管内排水（大音工区） 工事開始前に管内の水を抜くため、以下の作業を行う。 1) 田居チェックスタンド 別添図面に基づき仮設閉塞作業を行う。 2) 大音第1CS 2次水槽 ・Qmax=6 m3/h（作業時排水） (2) 水替工（大音工区） 工事現場内における作業時排水量は、次のとおり想定している。 大音第1CS 1次水槽：Qmax=6 m3/h（作業時排水） (3) 管内排水（北柳工区） 工事開始前に管内の水を抜くため、以下の作業を行う。 1) 野上調圧スタンド 別添図面に基づき仮設閉塞作業を行う。													

項 目	内 容	備考
5. 地域用水	(4) 水替工（北柳工区） 工事現場内における作業時排水量は、次のとおり想定している。 開 削 時 : $Q_{\max}=6 \text{ m}^3/\text{h}$（作業時排水）$\times 1$ 台 本工事期間中は下流域の地域用水手当として以下の地点で仮設ポンプによる注水を行うものとし、管内排水を実施する前までに設置するとともに、改修通水後に撤去しなければならない。 (1) 余呉幹線水路（大音工区）の施工に伴う地域用水手当は以下のとおり。詳細は、関係機関と打ち合わせを行い実施すること。 ① 西山防火水槽付近 $Q_{\max}=0.014 \text{ m}^3/\text{s}$（常時） ② 西山チェックスタンド $Q_{\max}=0.167 \text{ m}^3/\text{s}$（常時） ③ 古保利チェックスタンド $Q_{\max}=0.22 \text{ m}^3/\text{s}$（常時） ※設置協議期間：令和7年10月16日～令和8年3月5日までの間 古保力のポンプ動力電源は、商用電源とする。 (2) 草野幹線水路（北柳工区）の施工に伴う地域用水手当の手順は以下のとおり。詳細は関係機関と打ち合わせを行い実施すること。 ① 草野川補給揚水機場のポンプを稼働させ、北柳揚水機場の吸水槽へ注水。 なお、ポンプ動力電源は、商用電源（湖北土地改良区所有）とする。 ② 北柳揚水機場のポンプを稼働させ、北之郷分水工地点へ供給。 ③ 北之郷分水工地点において、草野川頭首工からの用水を仮設ポンプにより現況水路へ水替えを実施すること。	
6. 土留工	図面（北柳工区）に基づき、簡易土留工を用いて施工するものとする。 掘削に当たり、土質、地下水の状況に留意し、想定以上の湧水がある場合は、監督職員と協議するものとする。 また、簡易土留を引き抜く際には、必ず空隙を充填し管体及び周辺の構造物への沈下の影響がないよう注意して施工するものとする。	
第6章 工事用地等		
1. 発注者が確保している用地	発注者が確保している工事用地及び工事施工上必要な用地（以下、「工事用地等」という。）は、図面に示すとおりである。	
2. 工事用地等の使用及び返還	(1) 工事用地等については、工事施工に先立ち、監督職員の立会のうえ用地境界、使用条件等の確認を行わなければならない。 (2) 受注者は、工事用地を監督職員の指示に基づき、適切に使用しなければならない。 (3) 受注者は、使用条件に基づき必要な措置を講じたあと、監督職員及び土地の所有者の立会のもと、土地使用補償契約に定める期間内に工事用地の返還を行うものとする。 なお、受注者は監督職員から要請があった場合には、「土地返還引受書」徴集に協力するものとする。 (4) 受注者は、工事用地の返還後、土地の所有者等から原形復旧について苦情等があった場合は、監督職員と協議の上、誠意を持って対応するものとする。	
3. 受注者の裁量による工事用地等	発注者が想定している工事用地以外の用地を受注者の裁量で確保する場合は、受注者の責任において処理するものとする。 また、工事完了後、地権者等に土地の返還がなされたことが確認できる書類を監督職員に提出するものとする。	
第7章 工事用電力	本工事で使用する電力設備及び電力料金は、受注者の責任において準備及び負担しなければならない。	
第8章 工事用材料		
1. 規格及び品質	本工事で使用する主要材料の規格及び品質は次のとおりである。	

項 目	内 容	備考																					
2. 見本又は資料提出	(1) 管材 1) 鋼管 ①鋼管 巻込鋼管 (940A) JIS G 3101 (一般用構造用圧延鋼材) SS400 管端形状 別添図面に示すとおり ※鋼管の板厚は設計板厚を下回らないこと ②プラグ、ソケット、グラウトホール(当て板)、裏当金、ストッパー JIS G 3101 (一般用構造用圧延鋼材) SS400 ③溶接材料 溶接棒 JIS Z 3211 (軟鋼、高張力鋼及び低温用鋼用被覆アーク溶接棒) 溶接ワイヤ JIS Z 3312 (軟鋼、高張力鋼及び低温用鋼用マグ溶接及びミグ溶接ソリッドワイヤ) シールドガス JIS K 1106 (液化炭酸ガス) ④塗装材料および方法 JIS G 3443-4 水輸送用塗覆装鋼管 第4部：内面エポキシ樹脂塗装 JIS K 5552 ジンクリッチプライマー WSP 075 長寿命形水道鋼管用無溶剤エポキシ樹脂塗料塗装方法 2) ダクタイル鋳鉄管 ALW形AL2種 (φ1100) JDPA G 1053 (2) 鋼材 軽量鋼矢板 2型 (3) 石材及び骨材 粒度調整碎石 (M-30) クラッシュラン (C-40) (4) グラウト材 (鞘管工) グラウト材はエアミルクとし、配合は下表を参考にして、監督職員と協議するものとする。また、事前に配合試験を行いその結果を監督職員に報告しなければならない。 <table><tr><th colspan="3">1m3当たりの所要材料(kg)</th><th colspan="4">設計配合基準</th></tr><tr><th>セメント (C)</th><th>気泡剤</th><th>水 (W)</th><th>空気量 (%)</th><th>水セメント比 (%)</th><th>フロー値 (mm)</th><th>圧縮強度 (N/mm2)</th></tr><tr><td>320</td><td>1.40</td><td>240</td><td>65±5</td><td>75</td><td>180±20</td><td>1.0</td></tr></table> ※圧縮強度=1.0 (N/mm2) 以上を確保すること。 (5) 地盤改良 固化材は工法の専用固化材とし、固化材の参考配合量は以下のとおり。 1 m3当たり：固化材550kg、水820kg (6) 継手部間詰材 ポリマーセメントモルタル 圧縮強度21.0N/mm2以上 (7) その他 ・埋設標識シート「農業用水管」文字入り 黄色 B=150mm ポリエチレンクロス ダブル ・土木シート 引張強度980N/5cm以上 0.37mm以上 ・高密度ポリエチレン管 シングル φ350 ・たて込み簡易土留	1m3当たりの所要材料(kg)			設計配合基準				セメント (C)	気泡剤	水 (W)	空気量 (%)	水セメント比 (%)	フロー値 (mm)	圧縮強度 (N/mm2)	320	1.40	240	65±5	75	180±20	1.0	
	1m3当たりの所要材料(kg)			設計配合基準																			
	セメント (C)	気泡剤	水 (W)	空気量 (%)	水セメント比 (%)	フロー値 (mm)	圧縮強度 (N/mm2)																
	320	1.40	240	65±5	75	180±20	1.0																
	主要資材及び次に示す工事材料は、事前に試験成績書、見本、カタログ等を監督職員に提出して承諾を受けなければならない。なお、これ以外の材料についても監督職員が資料提出を指示する場合がある。																						
	材料名	提出物	備考																				
	気泡剤	カタログ、試験成績書																					
	グラウト材	配合報告書																					

項 目	内 容			備考
3. 監督職員の検査又は試験	管材類	カタログ、製作図等		
	鋼材類	カタログ、製作図等		
	石材及び骨材	試験成績書		
	塗装材	カタログ、試験成績書		
	ポリマーセメントモルタル	カタログ、試験成績書		
	土木シート	カタログ		
	専用固化材	カタログ		
	その他主要材料	試験成績書、カタログ等		
次に示す工事材料は、使用前に監督職員の検査又は試験を受けなければならない。 なお、これ以外の材料についても、受注者の自主管理記録を確認する場合があるので、監督職員が提出を指示した場合は、これに応じなければならない。				
材 料 名	検査、試験項目		備 考	
グラウト材、モルタル材	フロー値、一軸圧縮強度試験、配合		現場製造時	
管類・鋼材類	外観、形状、寸法		現場搬入時（抽出）	
その他主要材料	寸法及び外観形状		搬入時抽出検査	
第9章 施工				
1. 一般事項				
(1) 基準点	本工事の基準点及び水準点は図面に示すとおりである。			
(2) 検測又は確認（施工段階確認）	1) 本工事の施工段階確認は、下表に示すとおりである。ただし、確認時期については、受注者の協議により変更する場合がある。 2) 下表に示す以外の工種は、自主検査記録を確認する場合があるので、監督職員が求めた場合、これに応じなければならない。 3) 遠隔確認の対象工種については、特別仕様書第10章4. 工事現場等の遠隔確認についての（1）により決定する。			
	工 種	確認内容	確認時期	遠隔確認対象
	地盤改良	改良厚	設置完了時点で1箇所	
	※地盤改良においては、事前に地盤高及び近接構造物の標高を測定し、施工中は地表の変位を計測しながら施工を行う。既設構造物に変位、損傷が発生した場合は作業を中止し監督員に報告を行う。			
(3) 中間技術検査	1) 発注者から監督職員を通じて、中間技術検査を実施する旨、通知を受けた場合は従わなければならない。 2) 中間技術検査を受ける場合、あらかじめ監督職員から指示する出来形及び出来形数量内訳書を作成し、監督職員へ提出しなければならない。 3) 契約図書により義務づけられた工事記録写真、出来形管理資料、工事関係図及び工事報告書等の資料を整備し、中間技術検査を命じられた職員（以下「技術検査職員」という）から提示を求められた場合は従わなければならない。 4) 技術検査職員から補修を求められた場合は従わなければならない。 5) 中間技術検査又は補修に要する費用は、受注者の負担とする。			
(4) 既設構造物に対する措置	本工事の施工に当たって、既設構造物を取壊し撤去する場合は、構造・寸法について事前に監督職員に報告しこれを充足するものとする。			
(5) 設計図書等の充足	本仕様書及び設計図書などに明記なき事項であっても、構造上及び機能上当然具備すべきものについては、監督職員に報告しこれを充足するものとする。			
2. 再生資源等の利用				
(1) 建設副産物	1) 受注者は、土砂を再生資源利用計画書に記載した搬入元から搬入したときは、法令等に基づき、速やかに受領書を搬入元に交付しなければならない。 2) 受注者は、再生資源利用促進計画の作成にあたり、建設発生土を工事現場から搬出する場合は、工事現場内の土砂の掘削その他の形質の変更に関して発注者等が			

項 目	内 容		備考		
(2) 再生資材の利用	行った土壌汚染対策法等の手続き状況や、搬出先が盛土規制法の許可地等であるなど適正であることについて、法令等に基づき確認しなければならない。また、確認結果は再生資源利用促進計画に添付するとともに、工事現場において公衆の見えやすい場所に掲げなければならない。				
	3) 受注者は、建設現場等から土砂搬出を他の者に委託しようとするときは、再生資源利用促進計画に記載した事項（搬出先の名称及び所在地、搬出量）と再生資源利用促進計画を作成する上での確認事項に関する確認結果を委託した搬出者に対して、法令等に基づいて通知しなければならない。				
	4) 受注者は、建設発生土を再生資源利用促進計画に記載した搬出先へ搬出したときは、法令等に基づき、速やかに搬出先の管理者に受領書の交付を求め、受領書に記載された事項が再生資源利用促進計画に記載した内容と一致することを確認するとともに、監督職員から請求があった場合は、受領書の写しを提出しなければならない。				
	受注者は、次に示す再生資材を利用しなければならない。				
	資 材 名	規 格	備 考		
	再生加熱アスファルト混合物	再生密粒度アスコン(13)	使用箇所： ・市道田居大音線 ・市道大音下ノ道1号線 ・市道大音下ノ道3号線 ・農道西主計11号線		
	なお、舗装材に使用する場合等には「舗装再生便覧」（（公社）日本道路協会発行）等を遵守する。				
	本工事の施工に伴い発生する建設資材廃棄物等を本現場内で利用することが困難な場合は、次に示す処理施設へ搬出するものとするが、これにより難しい場合は、監督職員と協議するものとする。				
	なお、既設管材の一部は監督職員が指定する場所へ運搬するものとする。				
	また、搬出量の確認方法については、施工計画書に記載するとともに監督職員に報告しなければならない。				
3. 建設資材廃棄物等の搬出	(大音工区)				
	建設資材廃棄物	処理施設名	住所	受入条件	事業区分
	無筋コンクリート	(株)山豊	米原市岩脇501-1	7:30～17:00	再資源化施設
	アスファルト	(株)ステップ	長浜市西浅井町塩津浜1654番、1655番	8:00～16:30	再資源化施設
	廃プラ処分（土木シート）	(株)吉勝重建	長浜市西上坂町147	8:00～17:00	中間処理施設
	廃プラ処分（土嚢袋）	(株)高山	長浜市高月町大字落川字龍神前461	8:00～16:30	中間処理施設
	発生土（砂質土・レキ質土）	湖北総合開発(株)	彦根市甲田町字流レ488	8:00～17:00	建設発生土受入施設
	建設汚泥（軟弱土）	湖北総合開発(株)	彦根市甲田町字流レ485	8:00～17:00	再資源化施設
	建設汚泥（泥水）	湖北総合開発(株)	彦根市甲田町字流レ485	8:00～17:00	再資源化施設
	(北柳工区)				
	建設資材廃棄物	処理施設名	住所	受入条件	事業区分
	アスファルト	(株)材光工務店	米原市大野木2225	8:00～17:00	再資源化施設
	強化プラスチック複合管	(株)高山	長浜市高月町大字落川字龍神前461	8:00～16:30	中間処理施設

項 目	内 容					備考	
4. 特定建設資材の 分別解体等	建設汚泥 (泥水)	湖北総合開発(株)	彦根市甲田町字 流レ485	8:00～ 17:00	再資源化 施設		
	発生土 (砂質土・レキ質 土)	湖北総合開発 (株)	彦根市甲田町字 流レ488	8:00～ 17:00	建設発生 土受入施 設		
	廃プラ処分 (土木シート・土 嚢袋)	(株) 吉勝重建	長浜市西上坂町 147	8:00～ 17:00	中間処理 施設		
5. 土工 (1) 掘削	本工事における特定建設資材の工程ごとの作業内容及び分別解体等の方法は、次の とおりである。						
		工程	作業内容	分別解体等の方法			
	工程	① 仮設	仮設工事 □有 ■無	□手作業 □手作業・機械作業の併用			
		② 土工	土木工事 □有 ■無	□手作業 □手作業・機械作業の併用			
		③ 基礎	基礎工事 □有 ■無	□手作業 □手作業・機械作業の併用			
		④ 本体構造	本体構造の工事 □有 ■無	□手作業 □手作業・機械作業の併用			
		⑤ 本体付属品	本体付属の工事 □有 ■無	□手作業 □手作業・機械作業の併用			
		⑥ その他	その他 ■有 □無	□手作業 ■手作業・機械作業の併用			
	(2) 埋戻及び盛土	1) 表土剥ぎ 耕地の表土剥ぎ取り厚さは、現況水田は15cm程度、畑は20cm程度とし、表土の仮 置きに当たっては、他の土砂が混入しないようにしなければならない。 なお、表土の剥ぎ取りに先立ち地権者等の立会を得て、表土の厚さの確認を行い 、その結果を監督職員に提出しなければならない。					
		2) 畦畔掘削 工事用道路及び施工ヤードとして使用する範囲の畦畔の掘削に先立ち1箇所当たり 2点以上を目安に畦畔の高さの確認を行わなければならない。					
3) 掘削 掘削土は、埋戻に流用可能な土以外は全て搬出し処分するものとする。なお、埋 戻に流用可能な土とは、地下水より上部の土としている。 既設管との取付部は、取付ける既設管のたわみの復元度合を確認しながら掘削し、 埋設管1本分を余分に掘削するなど適切に掘削するものとする。							
1) 埋戻土 埋戻土に用いる土は、流用可能な土及び第5章2. 土取場に示す土砂を考えている が、埋戻に適さない土であることが判明した場合は、監督職員と協議するものと する。							
2) 締固め方法 ①埋戻及び盛土は、一層の仕上り厚さが30cm以下となるようまき出し、施工条件 に合った締固め機械により十分に締固めなければならない。 ②構造物隣接箇所などの埋戻は、一層の仕上り厚さが30cm以下になるよう均一に まき出し、施工条件に合った小型締固め機械により十分に締固めなければなら ない。 ③管路部の埋戻については、以下のとおり締固めを行わなければならない。 ア)管頂30cmまでの埋戻は最大粒径40mm以下の良質土を使用し、一層の仕上 がり厚さが30cm以下となるよう均一にまき出し、管に損傷を与えないよう施 工条件に合った小型締固め機械で道路下においては最大乾燥密度の90%以 上となるよう締固めなければならない。このうち、管頂10cmまでは、異物 及び石を取り除いた土で転圧しなければならない。 イ)管頂30cmから60cmまでの埋戻は、一層の仕上がり厚さが30cm以下となるよ うに均一にまき出し、管に損傷を与えないよう施工条件に合った小型締固 め機械で道路下においては最大乾燥密度の90%以上となるよう締固めなけ ればならない。 ウ)管頂60cm以上の埋戻は、一層の仕上がり厚さが30cm以下となるよう均一に							

	工程	作業内容	分別解体等の方法
工程	① 仮設	仮設工事 □有 ■無	□手作業 □手作業・機械作業の併用
	② 土工	土木工事 □有 ■無	□手作業 □手作業・機械作業の併用
	③ 基礎	基礎工事 □有 ■無	□手作業 □手作業・機械作業の併用
	④ 本体構造	本体構造の工事 □有 ■無	□手作業 □手作業・機械作業の併用
	⑤ 本体付属品	本体付属の工事 □有 ■無	□手作業 □手作業・機械作業の併用
	⑥ その他	その他 ■有 □無	□手作業 ■手作業・機械作業の併用

5. 土工

(1) 掘削

- 1) 表土剥ぎ
耕地の表土剥ぎ取り厚さは、現況水田は15cm程度、畑は20cm程度とし、表土の仮置きに当たっては、他の土砂が混入しないようにしなければならない。
なお、表土の剥ぎ取りに先立ち地権者等の立会を得て、表土の厚さの確認を行い、その結果を監督職員に提出しなければならない。
- 2) 畦畔掘削
工事用道路及び施工ヤードとして使用する範囲の畦畔の掘削に先立ち1箇所当たり2点以上を目安に畦畔の高さの確認を行わなければならない。
- 3) 掘削
掘削土は、埋戻に流用可能な土以外は全て搬出し処分するものとする。なお、埋戻に流用可能な土とは、地下水より上部の土としている。
既設管との取付部は、取付ける既設管のたわみの復元度合を確認しながら掘削し、埋設管1本分を余分に掘削するなど適切に掘削するものとする。

(2) 埋戻及び盛土

項 目	内 容	備考																										
	まき出し、施工条件に合った締固め機械で道路下においては最大乾燥密度の90%以上となるよう締固めを行わなければならない。 エ)埋設標識シートは、路線の中心線上で、別添図面に示す高さに設置しなければならない。 オ)市道路床部（路盤下1m）の埋戻しは、一層仕上がり厚さが20cm以下となるよう均一にまき出し、施工条件に合った機種の締固め機械で最大乾燥密度の95%以上となるよう締固めを行わなければならない。																											
6. 復旧工																												
（1）耕地工	表土を埋戻した後に耕起を行い、作業後の耕地全体の均平度を考慮した上で均平に仕上げなければならない。その際にも表土に露出している石礫については、営農に支障の無い範囲で除去するものとする。																											
（2）仮設ヤード	工事用地等には、土木シート等を敷き、撤去後に土砂等が残らないよう十分に配慮するものとする。																											
7. 基礎工																												
（1）管体基礎	1）基礎工は管頂まで行うものとし、基礎材は、クラッシュラン（C 40）を使用するものとする。 2）基床部及び管側部の締固めは、一層の仕上がり厚さが30cm以下となるようまき出し、締固め密度90%以上になるよう締固めなければならない。なお、管側部の締固めは施工条件に合った小型締固め機械により行うこととするが、これらによる締固めが不可能な箇所は、突き棒等により入念に施工しなければならない。																											
8. 管体工																												
（1）FRPM管	1）既設のFRPM管を切断する際は、継手の位置から0.50m程度離れた位置で切断することとする。																											
（2）農業用水用ダクタイル鋳鉄管	1）塗覆装 直管の内面は、シリカエポキシ樹脂塗装とする。 2）接合部品 管の接合に用いる接合部品は、JIS G 5527（ダクタイル鋳鉄異形管）の附属書（ダクタイル鋳鉄管用接合部品）による。																											
（3）巻込鋼管	1）管の仕様は、別途図面のとおりとする。 2）管の塗装は、下表によるものとする。 なお、これによりがたい場合は、これと同等以上の方法で行うものとし、監督職員の承諾を得るものとする。																											
	<table><tr><th>塗装区分</th><th>内外面</th><th>塗装仕様</th><th>塗膜厚</th><th>塗り残し長</th></tr><tr><td rowspan="2">鞘管部</td><td>内面</td><td>JIS G 3443-4 工場塗装：溶剤形エポキシ樹脂塗装 現場塗装：無溶剤形エポキシ樹脂塗装</td><td>0.5mm以上</td><td>300mm 重ね代</td></tr><tr><td>外面</td><td>JIS K 5552 工場塗装：ジンクリッチプライマー 現場塗装：なし</td><td>1回塗り</td><td>—</td></tr><tr><td rowspan="3">鞘管/掘削（立坑）埋設部</td><td rowspan="2">内面</td><td>JIS G 3443-4 工場塗装：溶剤形エポキシ樹脂塗装 現場塗装：無溶剤形エポキシ樹脂塗装</td><td>0.5mm以上</td><td>300mm 重ね代</td></tr><tr><td>JIS G 3443 3 工場塗装：長寿命形ポリウレタン被覆</td><td>2.0mm以上</td><td></td></tr><tr><td>外面</td><td>現場塗装：なし</td><td>—</td><td>—</td></tr></table>	塗装区分	内外面	塗装仕様	塗膜厚	塗り残し長	鞘管部	内面	JIS G 3443-4 工場塗装：溶剤形エポキシ樹脂塗装 現場塗装：無溶剤形エポキシ樹脂塗装	0.5mm以上	300mm 重ね代	外面	JIS K 5552 工場塗装：ジンクリッチプライマー 現場塗装：なし	1回塗り	—	鞘管/掘削（立坑）埋設部	内面	JIS G 3443-4 工場塗装：溶剤形エポキシ樹脂塗装 現場塗装：無溶剤形エポキシ樹脂塗装	0.5mm以上	300mm 重ね代	JIS G 3443 3 工場塗装：長寿命形ポリウレタン被覆	2.0mm以上		外面	現場塗装：なし	—	—	
塗装区分	内外面	塗装仕様	塗膜厚	塗り残し長																								
鞘管部	内面	JIS G 3443-4 工場塗装：溶剤形エポキシ樹脂塗装 現場塗装：無溶剤形エポキシ樹脂塗装	0.5mm以上	300mm 重ね代																								
	外面	JIS K 5552 工場塗装：ジンクリッチプライマー 現場塗装：なし	1回塗り	—																								
鞘管/掘削（立坑）埋設部	内面	JIS G 3443-4 工場塗装：溶剤形エポキシ樹脂塗装 現場塗装：無溶剤形エポキシ樹脂塗装	0.5mm以上	300mm 重ね代																								
		JIS G 3443 3 工場塗装：長寿命形ポリウレタン被覆	2.0mm以上																									
	外面	現場塗装：なし	—	—																								
	3）準備工 管引込に先立ち、既設管内の清掃を行い、既設調査以外の破断、亀裂、欠損、ひび割れ等がないかを確認し、監督職員に報告した後、損傷箇所についてグラウト材が土中へ漏れないよう処理することとする。 なお、既設継手部はテストバンドで水密試験を行うものとする。この作業については、地盤改良実施前に行わなければならない。																											

項 目	内 容	備考
	また、継手部等の段差については、必要に応じて段差処理を行うこととし、要否及び処理方法について事前に監督職員と協議を行うものとする。内面バンドのボルトの位置と管搬入時のキャストの位置が被る場合は、その処理について監督職員と協議するものとする。 4) 管引込工 管の吊込、引込みに当たっては、管及び既設水路に損傷を与えないよう十分注意して行わなければならない。なお、防護措置が必要となった場合には監督職員と協議を行うものとする。 5) 拡管工 巻込み鋼管の拡管に先立ち、使用機械の性能及び設置台数等十分に検討し、管に損傷を与えないよう注意して行わなければならない。 拡管後は、内面のジャッキ受台等を管に損傷を与えないよう十分注意して撤去を行わなければならない。 6) 芯出し・仮付工 ①管に円周方向裏当金を取り付け、レバブロックやジャッキ等を用いて所定の位置に据付ける。 ②芯出し作業に先立って、管外径及びルート交差を点検し、仮付けは天、地、水平の順に行い円周誤差は一点に集めず、均等に割り振るものとする。 なお、既設管の状況等より施工が困難な場合には、監督職員と協議するものとする。 ③間隔保持ライナーの形状、取付位置、取付方法には規定がないが、浮力により保持ライナーが損壊したり、鋼管が局部変形を起こさないように注意しなければならない。 7) 溶接工 ①溶接棒は、JIS Z 3211（軟鋼用被覆アーク溶接棒）に適合したものとする。 ②溶接棒の取り扱いは、WSP 002-2010によるものとする。 ③現場溶接に従事する溶接工の資格等を証明する書類を、監督職員に提出しなければならない。 ④溶接に先立って、既設管と内挿管の離隔を確認し、片側の離隔が40mm以上確保できていない場合は、特殊施工方法を採用し、耐熱材を使用する。 ⑤管軸方向の溶接は、管の地(真下)の位置で行うのが一般的であるが、既設管との離隔が十分確保できない場合は、離隔が確保できる位置まで溶接位置をずらす。 ⑥溶接は、内面を規定寸法にV型開し、裏当溶接するものとする。掘削（立坑）埋設部は隅肉溶接とする。 ⑦特定化学物質障害規則及び作業環境測定法施行規則の一部改正（令和3年4月1日施行）に係る措置について十分行うものとする。 8) グラウト充填工 ①管の固定は、グラウト充填時に浮き上がり等が起こらないよう管1本毎に確実に固定しなければならない。なお、浮上防止材の設置に際しては、これを用いた管の固定方法について施工計画書に明記するものとする。 ②既設管と新管の間隙はエアミルクによる充填を行うものとする。 ③充填材は、第8章1.（4）を標準とする。なお、管内面状況や施工条件により、これにより難しい場合は、配合表を監督職員に提出し、承諾を得なければならない。 ④施工に当たっては、空洞が残らないよう入念に行うものとする。 ⑤充填圧力は、グラウト孔直下の圧力で0.1MPa以下とし、内挿管に座屈が生じないように施工しなければならない。 ⑥施工は一度に全断面を充填するのではなく、何回かに分けて充填を行い、座屈が生じないように注意する。 ⑦間隙充填は、挿入管に設置するグラウトホールより行うものとし、グラウトホールは注入後、挿入管と同質材料を用い溶接等により確実に閉塞しなければならない。 ⑧充填に当たっては、計器を設置し、グラウト孔毎の圧力、充填量等の記録をとり監督職員に報告しなければならない。なお、記録方法の詳細については監督職員と協議するものとする。 ⑨充填作業の完了は、確認孔等からのリークを十分に確認しなければならない。 ⑩グラウトホール閉塞 グラウト材注入後、グラウトホール閉塞のため、当て板を溶接し、その上から、管内面と同種の塗料で塗装するものとする。 9) 坑内保安対策	

項 目	内 容	備考
9. 地盤改良工	鞘管工法の施工に際し、次のことについて留意するものとする。 ①火災の発生を防止するため、換気設備、防水シート等は、不燃性材料を使用するものとする。 ②管路内の換気は、送気式（坑道換気）で、「ずい道等建設工事における換気技術指針（設計及び粉じん等の測定）（平成14年3月12日 建設業労働災害防止協会編集・発行）」に基づき効果的な換気量とするものとする。なお、可燃性ガスの発生等現地条件により、それにより難しい場合は、監督職員と協議するものとする 1) 地盤改良は深層混合処理工法（高圧噴射攪拌工法）とし、既設管や周辺の構造物に影響がない工法とする。なお、施工方法の詳細については、監督職員の承諾を得なければならない。 2) 受注者は地層の変化などにより、削孔注入困難な状況が生じた場合は、速やかに監督職員と協議するものとする。 3) チェックボーリング ①改良体の改良深を確認するため、ボーリング（コア採取）を実施する。 ②改良体の強度を確認するため、乱さない試料を採取し一軸圧縮試験を行うこと。 なお、必要とする一軸圧縮強度は別添図面に示す通りとする。 ③確認方法等については、第10章施工管理等によるものとする。 ④その他の改良深の確認方法を採用する場合には、施工計画書に記載するとともに監督職員の承諾を得るものとする。 4) 排泥処理 ①施工時に発生した排泥の処理は適正に行うものとし、処理については建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(平成12年法律第104号)。以下「建設リサイクル法」という。)に基づき、特定建設資材の分別解体等及び再資源化等の実施について適正な措置を講ずることとする。 ②処分にあたっては、排泥の比重を測定し監督職員に提出するものとする。処分場搬入時の比重は1.400 (t/m³)を想定しているが、測定した比重が大幅に相違する場合は、監督職員と協議するものとする。 5) 構造物付近の施工は慎重に行い、異常を発見した場合は直ちに監督職員に報告しなければならない。 6) 受注者は地盤改良完了後に地盤改良による近隣施設等、周辺状況を調査して監督職員に報告するものとする。なお、補修等の必要がある場合には、補修方法等について監督職員と協議を行うものとする。	
10. 原形復旧工		
(1) 既設構造物復旧	1) 本工事で撤去復旧するU型フリューム350は、現場発生材を再利用することを想定しているが、部分的に再利用ができない場合は監督職員と協議するものとする。 2) 上記以外で撤去する必要がある既設構造物は、事前に構造物の構造等を調査確認し、監督職員に報告するものとする。なお、撤去範囲については監督職員と協議するものとする。 3) 既設構造物等の原形復旧は、監督職員と協議するものとする。	
(2) 路盤工	路盤工は、粒度調整砕石(M-30)を均一に敷均し、施工条件にあった機械により、農林水産省農村振興局制定「土木工事施工管理基準」（以下、「施工管理基準」という。）別表第3 品質管理2.土質関係の道路工(2)下層路盤工の施工に規定する現場密度となるよう締固めなければならない。	
(3) アスファルト舗装工	表層工の施工に当たっては、プライムコート(アスファルト乳剤PK-3)120$\frac{g}{m^2}$/100m²以上を路盤面に均一に散布し、表層との密着を図ったあと、再生密粒度アスコン(13)を敷均し、現場条件にあった機種で施工管理基準別表第3 4.アスファルト関係のアスファルト(3)舗装現場に規定する締固めを行わなければならない。	
(4) 舗装切断に伴う排水等の処理	舗装切断作業に伴い発生する排水及び切削粉は、産業廃棄物として適正に処理するものとする。	
11. 撤去物(有価物)	(1) 本工事で撤去した有価物については撤去後、数量及び重量を確認の上、監督職員に報告するものとする。有価物は県営草野揚水機場付近の置場（長浜市大路町）での保管を想定しており、シート等により養生を行い保管するものとする。 (2) 処分は別途発注者で行うため、引渡しの日（工事完了時又は監督職員が指示す	

項 目	内 容	備考
第10章 施工管理等 1. 主任技術者等の資格 2. 施工管理	る日)まで受注者は善良な管理を行うものとする。 (3) 主な撤去対象物(有価物)については、DCIP φ1100を見込んでいる。 主任技術者または監理技術者は、入札公告によるものとする。 (1) 施工管理 施工管理は、施工管理基準及び共通仕様書による。なお、これらに定められていない事項については、受注者の基準によるが、この場合はあらかじめ監督職員の承諾を得るものとする。 (2) 施工管理の追加項目 施工管理に定めのない追加項目と、その施工管理基準等は、次によらなければならない。 1) 継目試験 継目試験にかかる試験水圧は、0.1MPa とする。 なお、試験結果により、漏水対策を講ずる必要がある場合は、事前に監督職員に承諾を得なければならない。 2) 鞘管工 鞘管工の施工管理については、土木工事施工管理基準の管水路工事を準用する。ただし、基準高及び中心線のズレは対象外とする。 3) 現場継手溶接部試験 V型開先(片面裏当溶接)箇所の鋼板継手溶接部の試験は、超音波探傷試験 JIS Z 300 により全溶接延長の5%について行い、1箇所につき30cmの範囲を検査するものとする。 なお、判定は(一社)日本非破壊検査協会(放射線透過試験技術)の認定技術者が実施し、超音波探傷試験 JIS Z 3060 の分類に基づきM検出レベル3級以上とする。検査結果が不合格の場合は、手直し補修後再検査しなければならない。 4) 巻込鋼管(超音波探傷検査) ①現場溶接部の検査は、鞘管工法においては超音波探傷検査により実施するものとする。従事する技術者は、(一社)日本非破壊検査協会(JSNDI)の実施する非破壊検査技術者技量認定試験の超音波検査2種技術者以上の資格(ただし、結果の判定以外の作業については超音波検査1種技術者でもよい)を有し、日本水道鋼管協会WSP008「水道用鋼管現場溶接継手部の非破壊検査基準」によるものとする。また、試験箇所数は、全溶接延長の5%(30cm/1箇所)について行うものとし、合否判定についても日本水道鋼管協会WSP008によるものとする。 ②たわみ率については各区間で2箇所測定し、測定位置は管の中央部とする。 なお、管理基準値は4%とする。 ③塗装の検査は、水輸送用塗覆装鋼管-第4部：内面エポキシ樹脂塗装に準拠して行う。 5) 地盤改良工 ・配合試験 ボーリングによりサンプリングを行い配合試験および六価クロム溶出量試験を行う。配合試験の箇所数は1箇所を予定している。 ボーリング箇所数 1箇所 径および延長 φ116×3.5m サンプリング 1箇所×3検体(上中下) = 3検体 ・六価クロム溶出試験 配合試験の段階において、六価クロム溶出試験を実施し、試験結果(計量証明書)を提出すること。なお、試験方法は別に定める「セメント及びセメント系固化剤を使用した改良土の六価クロム溶出試験実施要領(案)」によるものとする。 試験の頻度は、1カ所1検体を想定しているが、土質条件、施工条件等により試験方法、検体数に変更が生じた場合は、別途協議する。試料の採取箇所は地盤改良範囲内とし、詳細な位置は監督職員の指示によるものとする。 ・チェックボーリング ① 事後調査の位置等については、監督職員の承諾を得るものとする。 ② ボーリング作業用足場の選定にあたっては現地条件等十分配慮しなければならない。	

項 目	内 容	備考
	③ 掘進深さは、設計改良深さまでとする。 ④ 乱れの少ない試料採取は以下のとおりとする。 ア)ロータリー式二重管サンプラーによる試料の採取 i)数量は、鞘管区間で1箇所、開削区間で1箇所とする。 サンプリング本数 1箇所×3検体(上中下) = 3検体 ii)サンプラーの押し込み長さは、80cmを標準とする。なお、サンプラーを一樣な速さで連続的に80cm押し込み出来ない場合には監督職員の指示により実施する。 イ)一軸圧縮試験 i)一軸圧縮試験は、速やかに実施しなければならない。 ii)一軸圧縮試験は、一本のサンプリングチューブにより1断面1供試体で、3供試体以上行うことを原則とする。 iii)一軸圧縮試験の供試体寸法は、直径35mm、高さ80mmを標準とする。力計の能力は予想される一軸圧縮強さに応じて選定しなければならない。 iv)一軸圧縮試験の圧縮速度は1%/minを標準とする。 ⑤ 監督職員の指示により、事後調査内容を変更することがある。 ⑥ チェックボーリング終了後は報告書を提出するものとするが、報告書の体裁及び整理方法は、監督職員と協議しなければならない。	
3. 工程管理	受注者は工事施工中において、計画工程と実施工程を比較照査し、差異が生じる恐れがある場合は、原因を究明するとともに対策案を速やかに監督職員へ報告しなければならない。	
4. 工事現場等における遠隔確認について	(1) 本工事において、施工段階確認、材料検査、立会などを遠隔確認で実施する場合は、契約後、受発注者の協議により決定するものとする。 (2) 遠隔確認を実施する場合の費用は、設計変更の対象とする。	
第11章 天災その他の不可抗力	天災その他の不可抗力による損害は、工事請負契約書第30条によるものとする。	
第12章 条件変更の補足説明	本工事の施工に当たり、自然的又は人為的な施工条件が設計図書と異なる場合、あるいは設計図書に示されていない場合の施工条件の変更に該当する主な事項は、次のとおりである。 (1) 土質に相違があった場合 (2) 設計諸元等条件変更に係るもの (3) 想定しなかった騒音規制、交通規制 (4) 地下埋設物(埋蔵文化財を含む)の出現 (5) 関係機関及び第3者との協議によるもの (6) その他監督職員が必要と認めた事項	
第13章 公共事業関係調査に対する協力	本工事が発注者の実施する公共事業関係の各種調査の対象となった場合、受注者はその実施に対し必要な協力を行わなければならない。	
第14章 その他 1. 電子納品	工事完成図書を、共通仕様書(土)第1編1-1-37に基づき作成し、次のものを提出しなければならない。 ・工事完成図書の電子媒体(CD-R、DVD-R又はBD-R) 正副2部 ・工事完成図書の出力1部(電子媒体の出力、市販のファイル綴じで可)	
2. 週休2日による施工	(1) 本工事は、週休2日に取り組むことを前提として、労務費、機械経費(賃料)、共通仮設費(率分)、現場管理費(率分)を補正した試行対象工事である。受注者は、契約後、週休2日による施工を行わなければならない。なお、受注者の責によらない現場条件・気象条件等により週休2日相当の確保が難しいことが想定される場合には監督職員と協議するものとする。 (2) 「週休2日」とは、対象期間を通じた現場閉所の日数が、4週8休以上となることをいい、対象期間内の現場閉所日数の割合が28.5%(8日/28日)以上の水準に達する状態をいう。なお、ここでいう対象期間、現場閉所等の具体的な内容は次のとおりである。	

項 目	内 容	備考																						
	① 対象期間とは、工事着手日から工事完成日までの期間をいう。なお、対象期間において、年末年始を挟む工事では年末年始休暇分として12月29日から1月3日までの6日間、8月を挟む工事では夏季休暇分として土日以外の3日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間、余裕期間のほか、発注者があらかじめ対象外としている内容に該当する（受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間など）は含まない。 ② 現場閉所とは、現場事務所等での事務作業を含め、1日を通して現場作業が行われない状態をいう。ただし、現場安全点検や巡視作業等、現場管理上必要な作業を行うことは可とする。 ③ 降雨、降雪等による予定外の現場閉所日についても、現場閉所日数に含めるものとする。 (3) 週休2日（4週8休以上）の実施の確認方法は、次によるものとする。 ① 受注者は、契約後、週休2日の実施計画書を作成し監督職員へ提出する。 ② 受注者は、週休2日の実施状況を定期的に監督職員へ報告する。なお、週休2日の実施状況の報告については、現場閉所実績が記載された日報、工程表や休日等の作業連絡記録、安全教育・訓練等の記録資料等により行うものとする。 ③ 監督職員は、上記受注者からの報告により週休2日の実施状況を確認するものとし、必要に応じて受注者からの聞き取り等を行う。 ④ 監督職員は、受注者から定期的な報告がない場合や、実施状況が確認できない場合などがあれば、受注者から上記②の記録資料等の提示を求め確認を行うものとする。 ⑤ 報告の時期は、受注者と監督職員が協議して定める。 (4) 監督職員が週休2日の実施状況について、必要に応じて聞き取り等の確認を行う場合には、受注者は協力するものとする。 (5) 発注者は、現場閉所を確認した場合は、現場閉所状況に応じた以下に示す補正係数により、労務費、機械経費（賃料）、共通仮設費（率分）、現場管理費（率分）を補正をする。 ①補正係数 <table><tr><td></td><td>4 週 8 休以上 〔 現場閉所率28.5%(8日/28日)以上 〕</td></tr><tr><td>労務費</td><td>1.02</td></tr><tr><td>機械経費（賃料）</td><td>1.02</td></tr><tr><td>共通仮設費（率分）</td><td>1.02</td></tr><tr><td>現場管理費（率分）</td><td>1.05</td></tr></table> ②補正方法 当初積算において4週8休以上の達成を前提とした補正係数を各経費に乗じている。なお、発注者は工事完成時に現場閉所の達成状況を確認後、4週8休に満たない場合は、工事請負契約書第25条の規定に基づき請負代金額のうち、それぞれの経費につき上記①に示す補正係数による補正を行わずに減額変更する。 また、提出された工程表が週休2日の取得を前提としていないなど、明らかに受注者側に週休2日に取り組む姿勢が見られなかった場合については、契約違反として「近畿農政局工事成績等評定実施要領」（以下「工事成績要領」という。）別紙8（事業（務）所長用）に示す「7.法令遵守等」において、点数10点を減ずるものとする。 (6) 週休2日の確保に取り組む工事において、市場単価方式・土木工事標準単価による積算に当たっては、現場閉所状況に応じて、以下のとおり補正する。 <table><tr><th>名称</th><th>区分</th><th>補正係数 4 週 8 休以上</th></tr><tr><td>鉄筋工</td><td></td><td>1.02</td></tr><tr><td>鉄筋工（ガス圧接）</td><td></td><td>1.02</td></tr><tr><td>道路標識設置工</td><td>設置</td><td>1.02</td></tr></table>		4 週 8 休以上 〔 現場閉所率28.5%(8日/28日)以上 〕	労務費	1.02	機械経費（賃料）	1.02	共通仮設費（率分）	1.02	現場管理費（率分）	1.05	名称	区分	補正係数 4 週 8 休以上	鉄筋工		1.02	鉄筋工（ガス圧接）		1.02	道路標識設置工	設置	1.02	
	4 週 8 休以上 〔 現場閉所率28.5%(8日/28日)以上 〕																							
労務費	1.02																							
機械経費（賃料）	1.02																							
共通仮設費（率分）	1.02																							
現場管理費（率分）	1.05																							
名称	区分	補正係数 4 週 8 休以上																						
鉄筋工		1.02																						
鉄筋工（ガス圧接）		1.02																						
道路標識設置工	設置	1.02																						
3. 1日未満で完了	(1) 本工事における1日未満で完了する作業の積算（以下、「1日未満積算基準」																							

項 目	内 容	備考
する作業の積算 4. 施工箇所が点在する工事の適用 第15章 定めなき事項	という。)は、変更積算のみに適用する。 なお、1日未満積算基準は、農林水産省HPの下記サイトを参照すること。 https://www.maff.go.jp/j/nousin/sekkei/attach/pdf/index-116.pdf (2) 受注者は、施工パッケージ型積算基準と乖離があった場合に、1日未満積算基準の適用について、協議の発議を行うことができる。 (3) 同一作業員の作業が他工種等の作業と組合せて1日作業となる場合には、1日未満積算基準は適用しない。 (4) 受注者は、協議に当たって、1日未満積算基準に該当することを示す書面、その他協議に必要となる根拠資料（見積書、契約書、請求書等）により、施工パッケージ型積算基準との乖離が確認できない場合には、1日未満積算基準は適用しない。 (5) 災害復旧工事等で人工精算する場合や、「時間的制約を受ける工事の積算方法」を適用して積算する場合等、1日未満積算基準以外の方法によることが適当と判断される場合には、1日未満積算基準を適用しない。 (1) 本工事は、施工箇所が点在する工事であり、「施工箇所①（大音工区）、施工箇所②（北柳工区）」ごとに共通仮設費及び現場管理費を算出する「施工箇所が点在する工事の積算方法」による工事である。 (2) 本工事における共通仮設費の金額は、施工箇所ごとに算出した共通仮設費を合計した金額とする。また、現場管理費の金額も同様に、施工箇所ごとに算出した現場管理費を合計した金額とする。 なお、共通仮設費率及び現場管理費率の補正（施工地域による補正等）については、施工箇所ごとに設定する。一般管理費については、施工箇所ごとではなく、通常の積算方法により算出する。 (3) 本工事は、「間接工事費等諸経費動向調査」の対象工事であり、別途監督職員により通知される調査要領等に基づき調査票の作成を行う。調査票は、工事終了後に速やかに監督職員に提出するものとする。また、調査票の聞き取り調査等を実施する場合にはこれに協力するものとし、調査票の根拠となった契約書等提示するものとする。 この仕様書に定めない事項又は、この工事の施工にあたり疑義が生じた場合は、必要に応じて監督職員と協議するものとする。	